

規則

「千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則」を  
ここに公布する。

令和7年12月26日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第57号

## 千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成15年千曲市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の122」を「100分の124.5」に、「100分の150」を「100分の152.5」に、「100分の137」を「100分の139.5」に、「100分の197.5」を「100分の202.5」に改め、同項第2号中「100分の108」を「100分の110.5」に、「100分の122」を「100分の124.5」に、「100分の128」を「100分の130.5」に、「100分の134.5」を「100分の139.5」に改め、同項第3号中「100分の102」を「100分の104.5」に、「100分の108」を「100分の110.5」に、「100分の122」を「100分の124.5」に、「100分の125.5」を「100分の130.5」に改め、同項第4号中「100分の102」を「100分の104.5」に、「100分の122」を「100分の124.5」に改める。

第9条の2第1項第1号中「100分の51.75」を「100分の52.5」に、「100分の61.25」を「100分の62.5」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の52.5」に、「100分の61.25」を「100分の62.5」に改め、同項第3号中「100分の51.25」を「100分の52.5」に、「100分の61.25」を「100分の62.5」に改める。

第2条 千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の124.5」を「100分の123.25」に、「100分の152.5」を「100分の151.25」に、「100分の139.5」を「100分の138.25」に、「100分の202.5」を「100分の201.25」に改め、同項第2号中「100分の110.5」を「100分の109.25」に、「100分の124.5」を「100分の123.25」に、「100分の130.5」を「100分の129.25」に、「100分の139.5」を「100分の138.25」に改め、同項第3号中「100分の104.5」を「100分の103.25」に、「100分の110.5」を「100分の109.25」に、「100分の124.5」を「100分の123.25」に、「100分の130.5」を「100分の129.25」に改め、同項第4号中「100分の104.5」を「100分の103.25」に、「100分の124.5」を「100分の123.25」に改める。

第9条の2第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同項第3号中「100分の52.5」を「100

分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。